



鳥取県公報

平成 24 年 2 月 14 日 (火)
第 8 3 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (78) (福祉保健課) 2
	土地区画整理法による換地処分 (79) (景観まちづくり課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (80) (経済通商総室) 2
	大規模小売店舗の廃止の届出 (81) (〃) 4
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (82) (水産課) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (83) (東部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (84) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止 (85) (〃) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (86) (〃) 6
	指定居宅サービス事業者の廃止 (87) (中部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (88) (〃) 7
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (89・90) (西部総合事務所農林局) 7
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (雇用人材総室) 9
	一般競争入札の実施 (集中業務課) 11
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 14
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 17

告 示

鳥取県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問看護ステーションネットケア	米子市河崎555-2	平成23年12月1日
〃	〃	訪問リハビリテーションゆうとぴあ	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	介護予防訪問看護ステーションネットケア	米子市河崎555-2	平成23年12月1日
〃	〃	介護予防訪問リハビリテーションゆうとぴあ	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	居宅介護支援事業所真誠会	米子市河崎555-2	平成23年12月1日

鳥取県告示第79号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画事業上井羽合線沿道土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第80号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する

者から同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 2 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取駅ショッピングプラザ
鳥取市東品治町111-1
- 2 変更する事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 4,901平方メートル
変更後 2,756平方メートル
- 3 変更する年月日
平成24年10月1日
- 4 届出年月日
平成24年1月20日
- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コクミン 代表取締役社長 絹巻 秀展 大阪府大阪市住之江区粉浜西一丁目12-48
宝製菓株式会社 代表取締役社長 河越 行夫 東伯郡琴浦町大字逢東1075
有限会社亀甲や 代表取締役 小谷 寛 鳥取市片原二丁目116
寿製菓株式会社 代表取締役社長 山内 博次 米子市旗ヶ崎2028
めがねの田中チェーン株式会社 代表取締役社長 田中 登志子 広島県広島市中区袋町一丁目23-102
有限会社亀井堂 代表取締役 地原 忠美 鳥取市徳尾122
有限会社八木谷生花店 代表取締役 八木谷 国昭 鳥取市国府町新町二丁目256
鳥取中浦株式会社 代表取締役社長 鷓鴣 順 鳥取市浜坂六丁目14-11
マルヨ食品株式会社 代表取締役社長 中村 善則 兵庫県美方郡香美町香住区香住1234
株式会社前田商店 代表取締役社長 前田 一郎 鳥取市福部町海士20-1
有限会社輝商会 代表取締役 影井 美穂 鳥取市古市289
有限会社アイウィッシュ 代表取締役 安宅 陽喜 鳥取市江崎町104
株式会社梅月 代表取締役社長 高橋 耕太郎 岡山県倉敷市阿知一丁目7-2
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 145台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 814台
(鳥取市営鳥取駅高架下第2自転車駐車場として開設されているが、鳥取駅ショッピングプラザとしては使用契約していない。)
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 49.122平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
- (イ) 容量 338.9立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日（時間制駐車場）
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 2か所
 - (イ) 位置 6 の書類に記載のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後9時まで
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成24年2月14日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第81号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニサン後藤駅前店
米子市米原1480-2、1480-7、1480-15
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ユニサン 代表取締役 木下 立己 米子市安倍103-1
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1782.27平方メートル
変更後 0平方メートル
- 4 基準面積以下となった年月日
平成23年12月22日

- 5 基準面積以下とする理由
ユニサン後藤駅前店を閉店するため
- 6 届出年月日
平成23年12月20日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の廃止届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成24年2月14日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第82号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取青谷加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月14日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 I A P	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家 76-35	平成24年1月1日	通所介護

鳥取県告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月14日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 I A P	あっとほーむ	八頭郡八頭町郡家 76-35	平成 24 年 1 月 1 日	介護予防通所介護

鳥取県告示第85号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 2 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人あすなる会	高草あすなるホームヘルパーステーション	鳥取市大柵 330	平成 24 年 2 月 1 日	訪問介護
〃	鳥取湖南ホームヘルパーステーション	鳥取市松原 253-1	〃	〃

鳥取県告示第86号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 2 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人あすなる会	高草あすなるホームヘルパーステーション	鳥取市大柵 330	平成 24 年 2 月 1 日	介護予防訪問介護
〃	鳥取湖南ホームヘルパーステーション	鳥取市松原 253-1	〃	〃

鳥取県告示第87号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 2 月 14 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	平成24年2月3日	訪問入浴介護

鳥取県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月14日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会介護予防訪問入浴介護事業所	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	平成24年2月3日	介護予防訪問入浴介護

鳥取県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	二 宮 厚	西伯郡大山町豊成1131-4
	〃 徳 永 健	西伯郡大山町倉谷488-1
	〃 二 宮 靖 徳	西伯郡大山町豊成2581
	〃 河 村 貢太朗	西伯郡大山町東坪2465-1
	〃 山 脇 喜代志	西伯郡大山町門前1096
	〃 影 山 宏 明	西伯郡大山町門前988-1
	〃 美 甘 稔	西伯郡大山町門前800
	〃 林 原 徹 郎	西伯郡大山町門前86
	〃 高 虫 寛	西伯郡大山町茶畑131-2
	〃 古 好 篁 行	西伯郡大山町高田2439
	〃 佐 谷 勇	西伯郡大山町高田1928
	〃 敦 賀 亀 義	西伯郡大山町御来屋28-1
監 事	國 谷 剛	西伯郡大山町富長661
	〃 小 籾 正 明	西伯郡大山町小竹324

〃 岡 本 孜 西伯郡大山町御来屋154-5
平成22年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 二 宮 厚 西伯郡大山町豊成1131-4
〃 徳 永 健 西伯郡大山町倉谷488-1
〃 平 澤 雅 之 西伯郡大山町加茂2037-3
〃 源 光 栄 西伯郡大山町豊成504
〃 河 村 貢太朗 西伯郡大山町東坪2465-1
〃 山 脇 喜代志 西伯郡大山町門前1096
〃 影 山 宏 明 西伯郡大山町門前988-1
〃 美 甘 稔 西伯郡大山町門前800
〃 角 田 博 資 西伯郡大山町門前74
〃 高 虫 寛 西伯郡大山町茶畑131-2
〃 古 好 篁 行 西伯郡大山町高田2439
〃 佐 谷 勇 西伯郡大山町高田1928
〃 二 宮 靖 徳 西伯郡大山町豊成2581
監 事 近 岡 壽 廣 西伯郡大山町富長661
〃 小 籾 正 明 西伯郡大山町小竹324
〃 岡 本 孜 西伯郡大山町御来屋154-5
平成22年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり中山町畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事 尾 古 礼 隆 西伯郡大山町羽田井179
〃 籠 津 文 彦 西伯郡大山町石井垣181
〃 山 下 文 人 西伯郡大山町羽田井1418-99
〃 野 川 延 史 西伯郡大山町田中588
〃 河 端 律 雄 西伯郡大山町御崎348
〃 圓 岡 誉 博 西伯郡大山町下甲361
〃 天 島 清 憲 西伯郡大山町高橋153
〃 高 見 利 洋 西伯郡大山町塩津10-1
〃 笠 見 捷 悦 西伯郡大山町松河原127
〃 長 田 潤之助 西伯郡大山町下市844
〃 野 口 昌 作 西伯郡大山町八重156
監 事 前 田 譲 西伯郡大山町御崎106
〃 長 原 幸 充 西伯郡大山町長野53
〃 佐 藤 千 歳 西伯郡大山町羽田井1619-8

平成22年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	尾 古 礼 隆	西伯郡大山町羽田井179
〃	籠 津 文 彦	西伯郡大山町石井垣181
〃	市 橋 正 行	西伯郡大山町羽田井1418-444
〃	野 川 延 史	西伯郡大山町田中588
〃	河 端 律 雄	西伯郡大山町御崎348
〃	圓 岡 誉 博	西伯郡大山町下甲361
〃	天 島 清 憲	西伯郡大山町高橋153
〃	高 見 利 洋	西伯郡大山町塩津10-1
〃	足 立 忠 久	西伯郡大山町松河原288
〃	長 田 潤之助	西伯郡大山町下市844
監 事	西 村 暁	西伯郡大山町御崎92
〃	井 上 広 志	西伯郡大山町長野873
〃	田 内 洋 二	西伯郡大山町束積292

平成22年4月6日就任 任期4年

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県中小企業労働相談所運営業務

(2) 業務内容

主な業務の内容は、下記のとおりとする。なお、業務内容の詳細は、鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考実施要領（以下「実施要領」という。）による。

ア 労働雇用相談支援業務

県下3地区に相談所を設置し、労使双方からの労働及び雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行うとともに、労働及び雇用に関する情報を広く発信し、労使関係の安定及び適切な労務管理の実施を支援する。

イ 労働教育推進業務

基本的な労働関係法令等の学習機会を提供し、適宜の情報提供を通じて労使間の紛争の予防を図る。

ウ 労務管理改善助言業務

(ア) 労務管理アドバイザー（社会保険労務士とする。）を事業所に派遣すること等により、使用者へ適切な労務管理や働きやすい職場づくりに向けた助言及び各種助成制度の紹介等を行う。

(イ) 事業所等（労働組合を含む。）が実施する働きやすい職場づくりに向けた社内研修等に講師を派遣して、労使双方に働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を図る。

(3) 委託期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 予算額 84,456千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に本店、支店等の事業所を有する団体（法人格の有無は問わない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成24年2月14日（火）から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 事業実施のための団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- (5) 法人格のない任意団体にあつては、代表者の定めがあること。
- (6) 平成24年4月1日から委託業務を開始できる者であること。

3 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書等の審査は、鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考審査会（以下「審査会」という。）において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき、審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の付けた順位をそのまま点数とし、合計の値の少ない方から順位を付ける方式）による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合には順位点の方法による順位を優先する方法により行う。また、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の多数決で順位を決定する。

ア 労働雇用相談支援業務

(ア) 労働雇用相談体制の確保等

(イ) 労働雇用相談事業の実績・ノウハウの有無

イ 労働教育推進業務 セミナーの企画運営

ウ 労務管理改善助言業務 実施体制の確保等

エ 全体

(ア) 管理運営体制の確保

(イ) 収支計画の適切性

オ 見積価格

- (2) 審査会は、県職員2名及び県職員以外の者1名により構成する。なお、審査員の所属及び氏名は、公表しない。
- (3) 審査は、原則として書類審査とする。

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い順位となった者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 実施要領の交付

実施要領は、平成24年2月14日（火）から同年3月5日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99316>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成24年2月14日（火）から同年3月5日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室

電話 0857-26-7224

ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyoujinzai@pref.tottori.jp

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、実施要領に基づき、企画提案書等を作成し、持参し、又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出部数

4部

ウ 提出場所

(1)のイに同じ。

エ 提出期限

平成24年3月5日（月）午後5時15分。なお、送付による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、持参、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出期限

平成24年2月27日（月）午後5時15分まで

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、4により順位付けされた上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 募集及び選定に当たっての留意事項

本件業務は、県の平成24年度当初予算（勤労者福祉事業費（中小企業労働相談所設置事業）及び職場環境改善支援事業（労務管理改善助言事業））により実施しようとするものであり、この公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定した場合であっても県の予算が成立しなかった場合は、委託業務に係る委託契約は締結しないものとする。

(2) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

(3) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

(4) その他

詳細は、実施要領による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 2 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

平成24年度とっとり県政だよりの印刷業務 1 回につき207,000部 12回発行

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その区分が印刷類の一般印刷に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年3月2日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成24年2月14日（火）から同年3月26日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

4 入札手続

(1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査の申請書類の提出先又は問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県未来づくり推進局広報課広報担当

電話 0857-26-7840

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成24年2月14日（火）から同年3月6日（火）までの間に、インターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年2月14日（火）から同年3月6日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年3月22日（木）午前11時から同月26日（月）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日（金）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成24年3月26日（月）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成24年3月9日（金）午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札者は、(2)の事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに、電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告において示した物品に係る平成24年度予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing of "Tottori Kensei Dayori" (Prefectural newsletter) , 207,000×12copies distributed

(2) March 9, 2012 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 26, 2012 Noon : Time-limit for submission of tenders

March 23, 2012 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contracts and Supplies Office Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月14日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

A重油JIS1種2号 750キロリットル

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 1回当たりの納入量

14キロリットル以上

(5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(6) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる物品に係る1キロリットル当たりの単価(10銭未満は切り捨てるものとする。以下「単価」という。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された単価をもって契約金額とし、各月の請求に当たっては、単価に納入量に乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月24日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年2月14日(火)から同年3月26日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当

電話 0857-26-2271(内線2206)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成24年2月14日(火)から同月27日(月)までの間にインターネット上の鳥取県立中央

病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/ddaspx?menuid=78429>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年2月14日（火）から同月27日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成24年3月26日（月）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）
鳥取県立中央病院大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成24年3月6日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に1の（1）の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の（1）の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成24年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 750kl

(2) Delivery period : From 1 April, 2012 through 31 March, 2013

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 6, March, 2012

(5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM 26, March, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 26, March, 2012

(6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL : 0857-26-2271 ex. 2206

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスに登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類を平成24年2月21日（火）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成24年2月14日（火）から同年3月26日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年3月19日付第200900193250号、第200900195212号、第200900195188号、第200900195552号、第147号、第200900195216号、第200900209089号）第3条に規定する者に該当しないと認められる者であること。
- (5) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出及び問合せ先
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課管財係
電話 0857-23-0110（代）
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成24年2月14日（火）から同年3月1日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。
- (4) 入札説明会の有無
無
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所
平成24年3月26日（月）午後1時30分（郵便等による入札書の受領期限は、同月23日（金）午後5時までとする。）
鳥取県警察本部庁舎2階入札室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成24年3月1日（木）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない

い。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る平成24年度予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be required: Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set

(2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 3:00 PM, 1 March, 2012

(3) Date and time for submission of tenders: 1:30 PM, 26, March, 2012 (Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 23, March, 2012)

(4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110